第105期　中間決算公告

平成20年12月25日

岩手県盛岡市中央通一丁目6番7号
株式会社　北日本銀行
取締役頭取　佐藤　安紀

中間連結貸借対照表（平成20年9月30日現在）

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	38,421	預金	1,082,139
コールローン及び買入手形	68,358	借用金	711
買入金銭債権	2,295	外国為替	0
商品有価証券	50	社債	3,000
金銭の信託	2,535	その他負債	11,022
有価証券	181,130	賞与引当金	433
貸出金	827,533	退職給付引当金	2,403
外国為替	161	役員退職慰労引当金	361
リース債権及びリース投資資産	6,080	睡眠預金払戻損失引当金	71
その他資産	12,095	再評価に係る繰延税金負債	3,723
有形固定資産	19,316	支払承諾	10,053
無形固定資産	2,861	負債の部合計	1,113,922
繰延税金資産	12,531	(純資産の部)	
支払承諾見返	10,053	資本金	7,761
貸倒引当金	△12,268	資本剰余金	4,989
		利益剰余金	42,933
		自己株式	△515
		株主資本合計	55,169
		その他有価証券評価差額金	△3,131
		繰延ヘッジ損益	0
		土地再評価差額金	5,174
		評価・換算差額等合計	2,042
		新株予約権	24
		純資産の部合計	57,236
資産の部合計	1,171,159	負債及び純資産の部合計	1,171,159

中間連結損益計算書（平成20年４月１日から 平成20年９月30日まで）

(単位：百万円)

科目	金額	
経常収益		**15,359**
資金運用収益	11,998	
（うち貸出金利息）	(10,384)	
（うち有価証券利息配当金）	(1,426)	
役務取引等収益	1,297	
その他業務収益	1,833	
その他経常収益	230	
経常費用		**14,859**
資金調達費用	1,939	
（うち預金利息）	(1,905)	
役務取引等費用	1,072	
その他業務費用	2,008	
営業経費	7,676	
その他経常費用	2,163	
経常利益		**499**
特別利益		**245**
特別損失		**165**
税金等調整前中間純利益		**579**
法人税、住民税及び事業税		**316**
法人税等調整額		**△84**
中間純利益		**347**

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等　　４社

きたぎんビジネスサービス株式会社

きたぎんユーシー株式会社

きたぎんリース株式会社

きたぎんコンピュータサービス株式会社

② 非連結の子会社及び子法人等

なし

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

なし

② 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

なし

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日　4社

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(ｲ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ﾛ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定額法(車両運搬具については定率法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物 12年～32年

その他　5年～20年

連結される子会社の有形固定資産については、法定耐用年数に基づき主として定率法により償却しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結される子会社で定める利用可能期間(主として５年)に基づいて償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価

保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第４号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に区分した上で当該区分毎に貸倒実績率等に基づき発生が見込まれる損失率を求め、これに将来見込等必要な修正を加えて引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額につき、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保、保証による回収可能見込額及び直接減額した下記取立不能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保、保証付債権については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は11,301百万円であります。

連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した

額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9)睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求による払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

（追加情報）

利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来払戻時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当連結会計年度から同報告を適用しております。従って、前中間連結会計期間は従来の方法によっており、変更後の方法によった場合と比べ、前中間連結会計期間のその他経常費用は3百万円、特別損失は75百万円それぞれ少なく、経常利益は3百万円、税金等調整前中間純利益は75百万円それぞれ多く計上されております。

(10)外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) リース取引の処理方法

（借手側）

当行及び連結される子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

（貸手側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、期首に前連結会計年度末における固定資産の減価償却累計額控除後の額で契約したものとして、リース債権及びリース投資資産に計上する方法によっております。

また、当該リース債権及びリース投資資産に関しては、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。

(12)重要なヘッジ会計の方法

(ｲ)金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。なお、当中間連結会計期間末までに取引の実績はございません。

なお、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。

(ﾛ)為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(13)消費税等の会計処理

当行及び連結される子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

（リース取引に関する会計基準）

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年４月１日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。

（借手側）

これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は4百万円、「その他負債」中のリース債務は55百万円増加しておりますが、損益に与える影響はありません。

（貸手側）

これにより、従来の方法に比べ、「リース債権及びリース投資資産」が6,080百万円計上され、「有形固定資産」中のリース資産が5,556百万円、「無形固定資産」中のリース資産が470百万円それぞれ減少しておりますが、損益に与える影響は軽微であります。

注記事項

（中間連結貸借対照表関係）

1.　貸出金のうち、破綻先債権額は2,555百万円、延滞債権額は29,492百万円であります。

　なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

　また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2.　貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は457百万円であります。

　なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3.　貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,621百万円であります。

　なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4.　破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は41,127百万円であります。

　なお、1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5.　手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は7,632百万円であります。

6.　担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	6,615百万円
リース債権及びリース投資資産	944百万円

担保資産に対応する債務

預金	2,000百万円
借用金	684百万円

　上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券24,666百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は121百万円であります。

7.　当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、40,194百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが40,194百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結される子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8.　土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　　平成12年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める当該事業用土地について地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格、及び第４号に定める当該事業用土地について地価税法（平成３年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。

9.　有形固定資産の減価償却累計額　　12,332百万円

10.　社債は、劣後特約付社債3,000百万円であります。

11.　「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は200百万円であります。

12.　１株当たりの純資産額　　6,591円73銭

13.　銀行法施行規則第17条の５第１項第３号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準）　9.40%

（中間連結損益計算書関係）

1．　「その他経常費用」には、貸出金償却695百万円及び貸倒引当金繰入額1,340百万円を含んでおります。

2．　１株当たり中間純利益金額　　40円03銭

3．　特別利益には、償却債権取立益245百万円を含んでおります。

4．　営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、以下の資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額134百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

区分	地域	主な用途	種類	減損損失
稼動資産	岩手県外	営業店舗 ２か所	土地建物	111百万円
遊休資産	岩手県内	遊休資産 1か所	土地建物	23百万円
合計				134百万円

営業用店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っており、本店、事務センター、社宅・寮等については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としております。また、連結される子会社は各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。

当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、原則として不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。なお、重要性の乏しい不動産については路線価等を合理的に調整した価額に基づき算定しております。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1．満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）

	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	1,495	1,540	45
地方債	12,146	12,221	75
社債	6,855	6,817	△37
合計	20,496	20,580	83

（注）時価は、当中間連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2．その他有価証券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）

	取得原価 （百万円）	中間連結貸借対照表計上額 （百万円）	評価差額 (百万円)
株式	8,976	9,944	968
債券	132,242	128,930	△3,312
国債	84,416	81,343	△3,073
地方債	501	501	△0
社債	47,323	47,084	△239
その他	22,609	19,694	△2,915
合計	163,828	158,569	△5,258

（注）1.中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2．その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。当中間連結会計期間における減損処理額は、215 百万円（うち、その他 215 百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、期末の時価が簿価に比べて 50%以上下落したもの、及び、期末の時価が簿価に比べて 30%以上 50%未満下落したもので時価の回復可能性が認められないものとしております。

3．　時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額

（平成20年９月30日現在）

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場債券	780
非上場株式	653
非上場その他の証券	630

(ストック・オプション等関係)

1.　ストック・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

　営業経費　　7百万円

2.　当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成20年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役11名、当行従業員101名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式　21,000株
付与日	平成20年8月8日
権利確定条件	本新株予約権者が、当行または当行関係会社の取締役、監査役または従業員の地位を喪失した場合、その後、本新株予約権を行使することができない。ただし、任期満了による退任、定年退職の場合は、この限りではない。
対象勤務期間	2年間（自平成20年8月8日　至平成22年8月8日）
権利行使期間	平成22年8月9日～平成25年8月8日
権利行使価格	3,439.0円
付与日における公正な評価単価	610.75円